

# 「いただきますの日」ロゴマーク利用規約

## 1. 目的

「いただきますの日」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）利用規約（以下「本利用規約」という。）は、「いただきますの日」の趣旨に賛同し、その普及推進を行うためにロゴマークを利用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. ロゴマークの使用条件

(1) ロゴマークは、群馬県が提唱する「いただきますの日」の趣旨に賛同し、その普及推進を行おうとする以下の機関・団体・企業に限り、利用できます。

- ① 県内市町村の食育関連部署・機関
- ② 県内の学校教育法に規定される学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設
- ③ 食育応援企業登録制度の登録企業
- ④ 県内で食育推進活動を行う団体

### 【「いただきますの日」の趣旨】

家族や友人、地域の人と語り合いながら、食卓を囲む「共食」の場は、身体も心も豊かにしてくれます。時には、一緒に買い物したり、献立を考えたり、料理を作ったり、レストランに行ったり…これらも「共食」の場です。毎月19日は、地域に暮らすいろいろな人と、いろいろな場所で、「共食」の大切さについて、語り合う日です。

- (2) ロゴマークは、「いただきますの日」及び食育を推進することを目的に、関連する印刷物（チラシ・パンフレット・ポスター等）・資材（名刺・封筒等）等に利用できます。
- (3) ロゴマークは、別に定める『「いただきますの日」ロゴマーク利用ガイドライン』（以下「ガイドライン」という。）を遵守できる場合のみ、利用できます。
- (4) ロゴマークの利用料は、無償とします。

## 3. ロゴマークの利用方法

- (1) 別紙「ロゴマーク利用申請書」を作成し、健康長寿社会づくり推進課長あて提出します。
- (2) 健康長寿社会づくり推進課長は、申請書の内容を審査の上、利用承認を行うとともに、ロゴマークのデータを提供します。
- (3) 本利用規約およびガイドラインに従った上で、ロゴマークを利用することができます。

## 4. ロゴマーク使用上の留意事項

- (1) ロゴマークの利用承認を受けた機関・団体・企業は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を認めることはできません。
- (2) 以下の場合にはロゴマークを使用できません。
  - ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で使用されるおそれのある場合
  - ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
  - ③ 不当な利益を上げるために利用されるおそれのある場合
  - ④ 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
  - ⑤ 「いただきますの日」の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (3) 利用者は、健康長寿社会づくり推進課長から要請があった場合は、ロゴマークの利用実態の報告またはロゴマークを利用した印刷物等の提出を行わなければなりません。
- (4) 本ロゴマークを使用した施策、活動等に関する事故・苦情などが発生した場合は、利用者の責任の下で必要な措置を講じて下さい。

## 5. 規約の改訂

本利用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

## 附 則

本利用規約は、平成23年4月1日から施行します。

本利用規約は、平成27年4月1日から施行します。

本利用規約は、平成28年4月1日から施行します。

本利用規約は、令和3年4月1日から施行します。